

人材紹介契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び株式会社メティス（以下「乙」という。）は、乙による人材紹介業務に関し、以下の通り合意する。

第1条（求人依頼・紹介）

- 1 甲は、乙に対し、人材のスペック、採用後の業務内容、給与の予定等を乙に提供して求人依頼を行う。
- 2 乙は、乙が適切と判断した人材を、特別の合意がない限り、履歴書等の応募書類をもって甲に対し候補者として紹介する。

第2条（内定及び雇用契約）

- 1 甲は、乙の紹介した候補者（以下「候補者」という。）の入社を決定した場合、乙に対し直ちに、候補者との契約内容（業務内容、就業地、就業期間、賃金等）を記載した内定通知書を送付する。
- 2 甲は、入社日までに候補者と雇用契約、委任契約等の契約を締結し、締結後直ちに契約書を乙に送付する。

第3条（報酬）

- 1 甲は、候補者が入社した場合、乙に対し、報酬として次の理論年収の30%（税別）を支払う。
 - (1) 月収制の理論年収は、（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋みなし残業代＋その他固定的に毎月支給される手当）×12＋（賞与支給予定額）とする。賞与支給予定額は、特定の場合減額されるとしても、満額を基準とする。
 - (2) 年俸制の理論年収は、入社1年目の年俸額（成功報酬を含む。）とする。
- 2 乙は、候補者の入社月の月末締めで請求書を甲に送付し、甲は、翌月末日までに報酬を乙に支払う。

第4条（乙の責任）

- 1 乙は、候補者の責に帰すべき事由により候補者が入社後60日以内に退職した場合は報酬の50%（税別）、90日以内は30%（税別）を返金する。
- 2 乙は、悪意でない限り、候補者の作成する応募書類等の内容について、何ら責任を負わない。
- 3 乙は、候補者が甲の業務に関し甲その他第三者に対し与えた損害について、何ら責任を負わない。

第5条（候補者の取扱）

- 1 甲は、他の手段により候補者から応募があった場合、先行する乙の紹介を優先して取り扱う。

2 甲が、乙の紹介日より 1 年以内に候補者を採用するときは、職種・条件の如何にかかわらず、第 3 条の報酬を乙に支払う。

第 6 条（秘密情報）

甲及び乙は、人材紹介の過程で知り得た秘密情報を、正当な理由のない限り、第三者に開示、漏洩、又は本契約の目的以外で利用してはならない。

第 7 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己の役員又は従業員が反社会的勢力ではなく、社会的に非難される関係になることを相互に確約し、将来にわたってこれを遵守する。

第 8 条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結日から 1 年とし、期間満了 3 ヶ月前までに当事者から書面による申し入れがない時は、本契約は同一条件で更新される。

第 9 条（管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争につき、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、甲及び乙は本契約書 2 通に署名（記名）押印し、甲及び乙が各 1 通を保有する。

2 0 2 1 年 月 日

（甲）

（乙） 東京都江戸川区南篠崎町 4－7－2 2
株式会社メティス
代表取締役 ジャヒル アキラ